

霧島市「今週の一問」 中一国語 九月二十七日版
WEBシステム評価問題から



□ 次の新聞記事を読んで、あとの問いに答えなさい。

スマホは夜九時まで！「親が預かる」取り組み、全国へ

「スマホは午後九時以降は親が預かる」。愛知県刈谷市の小中学校で昨年、こんなルールを決めてからあくまで任意の取り組みで限界はあるものの「子供に注意しやすくなった」と保護者には好評だ。全国の自治体にも広がりつつある。

■「ルール」なら素直に守る

刈谷市の中学校三年の男子生徒は母親と話し合い、午後十時までは台所の充電器にスマートフォンを置くことに決めた。週三回の塾の日は帰りが午後九時を過ぎることもあるからだ。「朝早く起きられるようになった」と話す。それまでは枕元で午後十一時ごろまで友達とLINEをしたり、ゲームをしたり。朝寝坊することも多かった。母は「だからスマホをいじらなくなった。ルールだよな？と言えは素直にスマホを置いていくので安心です」と話す。

刈谷市では、夜スマホ禁止のほか、必要のない携帯電話やスマホを持たせない▽有害サイトの閲覧を制限する「フィルタリング」サービスを受ける——というルールを決めた。ただ、各校のPTAが家庭に呼びかけるもので強制力はない。実際、「ルールは聞いたことがあるが、うちでは話し合ったこともない」と話す保護者もいた。

ある中学校では、生徒の半数がスマホや携帯電話を持っているが、そのうち「使わない時間を決めた」家庭は今年度も四割ほどにとどまる。校長は「親がスマホを買い与える時にしっかりルールを決めないと難しい」。ただ、保護者からは「通信機能のあるゲーム機、携帯音楽プレイヤーも『夜九時にはやめなさい』と言えるようになった」という声も上がっているという。

市内の別の中学に通う二年の女子生徒は「LINEをしている時、夜九時を過ぎたら『お風呂に入るね』と強くなる」と言いやすくなった。以前はすぐに返信しないと、「既読無視してる」と言われるんじゃないかと怖かった。ただ、今もリビングに置いたスマホが光っていると気になる。深夜にこっそり返信してしまふこともあるという。

■子供たちによる自主規制も

刈谷市の試みは全国に広がり、文部科学省は「スマホの長時間利用による生活習慣の乱れや、トラブル、犯罪の対策になる」と注目している。福島県白河市は昨年七月、「スマホ・ケータイ親の約束」を策定。午後九時以降だけでなく学習中や食事中も使用禁止、自分の部屋には持ち込ませないなど、スマホの管理に関する親の責任を明確に打ち出す内容にした。子供たちによる自主規制の動きも出ている。北九州市では昨年八月、小中学生の代表が集まった「いじめ防止サミット」で「夜十時に電源を切る」と決めた。同様の発案は、福岡市でもあった。岡山や静岡、香川などは県全体で、スマホの夜間使用の制限を打ち出した。

■使用実態、把握を

〈スマホやネットのトラブルに詳しい全国webカウンセリング協議会の理事長の話〉
スマホのアプリを使って勉強する子供も多い。スマホは便利で有効な道具なので、使い方やマナーを子供たちに考えさせることが大切だ。制限時間を決めたとでトラブルがなくなったと思込込まず、定期的に調査をしてLINEによるいじめなど子供の実態把握に努めてほしい。

一 記事の中では、スマホのルールを設けたことで、子供にとってどのような利点があると言っているか。
あてはまらないものを、次の1から5の中から一つ選び、記号で答えよ。

- 1 夜遅くまでだらだらとスマホをいじらなくなり、夜更かしすることがなくなった。
- 2 「既読無視してる」と言われる不安が、完全になくなった。
- 3 朝早く起きられるようになり、朝寝坊をすることが少なくなった。
- 4 夜九時以降は、LINEでのやりとりを断りやすくなった。
- 5 操作を間違っつてしまい、有害サイトをえつ覧してしまうという危険性がなくなった。

2

二 「スマホの使い方やマナー」に関して、あなたならどんなルールを設けるか。次の条件にしたがつて、あなたの考えを書け。

【条件1】 二段落構成とし、六行以上八行以内とする。

【条件2】 第一段落には、自分ならどんなルールを設けるか、具体的に書くこと。

【条件3】 第二段落には、なぜそのルールにしたか、その理由を根拠を明らかにして書くこと。

正答は、次の三つの条件を満たしているものとする。

① 二段落構成となっており、六行以上八行以内で書いている。

② 第一段落に、どんなルールを設けたか具体的に書かれている。
(「夜〇時」「使う場所は〇〇など」)

③ 第二段落に、自分がなぜそのルールにしたかの理由が書かれてあり、また、その内容が根拠を伴うものとなっている。
※「根拠を伴う」とは、「なぜそのような理由となったのか」という考えがわかる「どうして」。

8	7	6	5	4	3	2	1
---	---	---	---	---	---	---	---